

宮城県上水・工水・下水一体型管理運営検討懇話会での論点整理

- | | | |
|--------------------|--|--|
| 1 目指すべき方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 法律・制度にとらわれずに ➤ 官が担うべき責務を明らかに | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の特性を踏まえて ➤ 市町村への展開も見据えて |
| 2 官民の関係性 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 上下関係ではなくパートナーシップで ➤ リターンとリスクの適切なバランスを | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 役割に応じた責任を ➤ 住民の安全・安心確保を |
| 3 民の力を最大限活用するための制度 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 役割分担に応じた制度設計を ➤ 官民の責任に応じた利益を | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 官と民の役割分担の明確化 ➤ 海外の課題解決事例の共有 |
| 4 調達方法 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 公共調達から民間調達へ ➤ 公平性・透明性の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 仕様発注から性能発注へ ➤ 資金投入の平準化を図る |

主な意見

- ・ 有識者 ➤ 優先順位を明確にした軸を定める / 方法論を決め打ちせずあるべき姿を見据える一番理想とする姿を最大限実現するための方法を設定 / 国内外の事例に学ぶ
- ・ 民間事業者 ➤ 魅力的な投資規模を / 現行法制度上では過大な認可責任 / 撤退のルール化を適正なリターンとリスクのバランス / 利益の源泉はコスト削減のみ
- ・ オペレータ ➤ 仕様発注の見直し / 事業規模の拡大 / 契約期間の弊害 / 官民の信頼関係が希薄
- ・ 行政 ➤ まずは公共の責務を明らかに / 官民がwin-winの関係に



基本的な考え方

水道3事業一体化による長期・包括・官民協働運営

長期化 10年～30年の長期契約を検討

- 人材育成・技術継承、技術革新への投資と回収を可能とする契約期間

包括化 上水・工水・下水3事業一体による管理運営を検討

- スケールメリットの発現が期待できるよう維持管理を包括化
- 施設のダウンサイジングが可能となるよう可能な施設の統合（工+下、工+工）

官民協働 民の力を最大限活用することができる官民の役割分担を検討

- 官民は役割に応じた責任を有する事業パートナーとして経営と運営を「協働」で実施
- 民による創意工夫が期待できる業務については、民に経営を委ねる
- 官は民の投資対象となりにくい分野や自然災害等への対応を担う
- 料金設定は官が行うが、料金収受は官民の役割に応じて双方が適切に授受
- リターン、リスクは官民の役割に応じて分配、分担

上水・工水・下水道一体管理運営 (みやぎ型管理運営方式の構築)

4 事業スキームはどうすれば良いのか？

海外の民間活力導入事例

イギリス（イングランド、ウェールズ） 上水道

| | | | |
|------|-------------|------|------|
| 契約形態 | 完全民営化（株式売却） | | |
| 期間 | 無期 | | |
| 業務範囲 | 認可 | 料金収受 | 計画策定 |
| | 運営 | | |
| 公共 | 運転・維持管理 | 設備更新 | 管路更新 |
| | モニタリング | | |
| 民間 | 資産所有 | | |

（特徴）

- 1980年代にまず公社化され、その後民営化されている
- 水道事業の民営化に伴い、ライセンス認定を行う規制機関（Ofwat）を設立。料金規制とKPI（重要目標達成指標）のモニタリングを行う

（効果）

- 経営のリスクや負債を全て民間に委ねることが可能
- 規制当局と投資家（株主）双方による規律の確保

フランス（リール市） 上水道

| | | | |
|------|-----------------------------------|------|------|
| 契約形態 | アフェルマージュ （民間の業務範囲は地域・事業によって様々） | | |
| 期間 | 8年間（最長20年間） | | |
| 業務範囲 | 認可 | 料金収受 | 計画策定 |
| | 運営 | | |
| 公共 | 運転・維持管理 | 設備更新 | 管路更新 |
| | モニタリング | | |
| 民間 | 資産所有 | | |

（特徴）

- 当局が供給責任を負い、運営は事業者が行う
- 従前の事業者、新事業者、公共でコンペを実施
- 事業者の入替に伴う人材の流動を担保する仕組みがある

（効果）

- 特定目的会社（SPC）に長期の投資、資金調達の負担がなく、リスクが軽減される



国内の民間活力導入事例

広島県（平成24年9月 水みらい広島設立） 上水道・工業用水道

| | | | |
|------|----------------|------|------|
| 契約形態 | 指定管理者制度 + 個別委託 | | |
| 期間 | 5年間 | | |
| 業務範囲 | 認可 | 料金收受 | 計画策定 |
| | 運営 | | |
| 公共 | 運転・維持管理 | 設備更新 | 管路更新 |
| | モニタリング | | |
| 民間 | 資産所有 | | |

（特徴）

- 官民出資会社の設立により、双方のノウハウ、人員、資金を活かす（広島県:35%,民間65%）
- 県その他、個別業務委託を他自治体に展開

（効果）

- 官民出資により、公共ノウハウをSPCへ継承
- 民間主導により経営の自由度と創意工夫を発揮
- 市町村の垣根を越えた広域化（管理の一体化）を進展

大阪市 上水道

| | | | |
|------|--------------|------|------|
| 契約形態 | コンセッション契約 | | |
| 期間 | 30年間（最長60年間） | | |
| 業務範囲 | 認可 | 料金收受 | 計画策定 |
| | 運営 | | |
| 公共 | 運転・維持管理 | 設備更新 | 管路更新 |
| | モニタリング | | |
| 民間 | 資産所有 | | |

（特徴）

- 大阪市100%出資によるSPCを設立し、利用料金による運営を行う（3～5年後を目処に株式の一部売却を検討）
- 水道事業職員はSPCへ転籍
- 30年の耐用年数を超える更新投資の一部は市が負担金を支払う

（効果）

- 市職員の大部分が転籍するため、円滑な事業継続が可能
- 民間出資により、経営ノウハウ・マインドの導入が可能

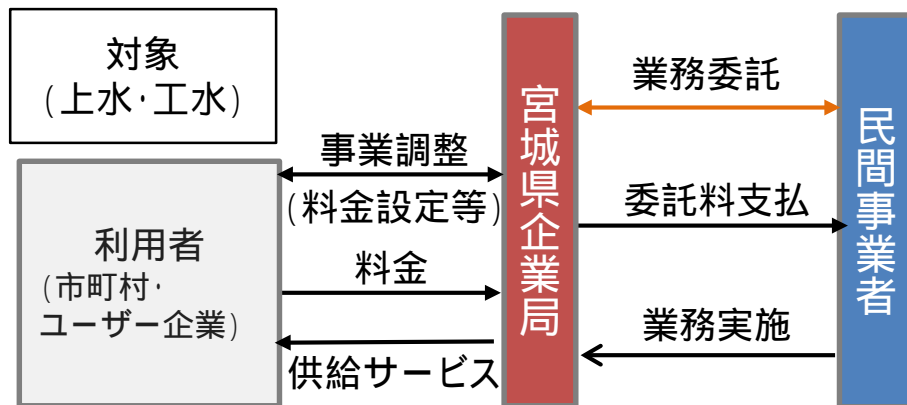


上水・工水・下水道一体管理運営 (みやぎ型管理運営方式の構築)

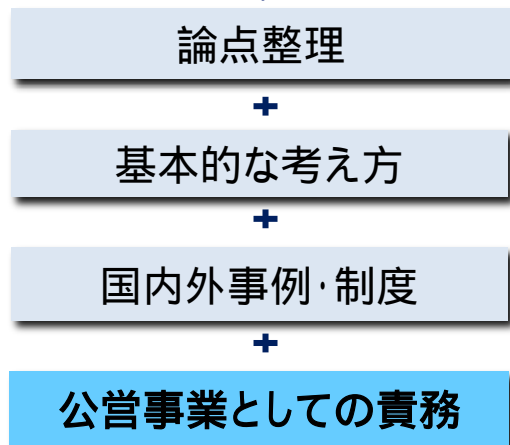
5 宮城県は？

事業スキームの検討

現在の事業スキームは、ほぼ直営



| | | | |
|----------|----------------------------|------|------|
| 契約形態 | 一部民間委託 (個別仕様委託又は包括仕様委託) | | |
| 期間 | 4 ~ 5 年間 | | |
| 業務範囲 | 認可 | 料金收受 | 計画策定 |
| | 運営 | | |
| 公共 民間 | 運転・維持管理 | 設備更新 | 管路更新 |
| | モニタリング | | |
| | 資産所有 | | |



法律改正、官民の役割分担、性能発注、民間調達等

3事業一体、長期、包括、官民協働等

完全民営化、コンセッション(公共施設等運営権制度)

安全・安心な水を安定的に供給

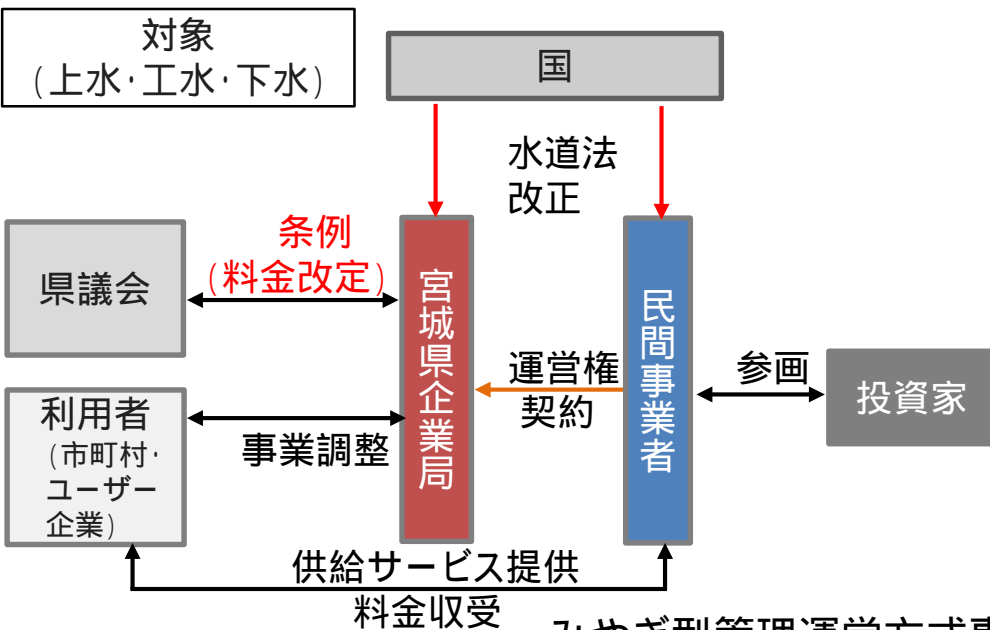
みやぎ型管理運営方式



新しいみやぎ型管理運営方式（案）

上下水道3事業一体によるコンセッションを活用した官民連携運営

- 県はこれまでどおり認可を得た水道用水供給事業者、民間事業者は運営権者
- 民間事業者は運営権契約に基づき供給サービスの提供と設備投資
- 県は利用者との事業調整、料金を設定
- 県と民間事業者は役割に応じて料金を収受



| | | | |
|------|---------------------------|------------|------|
| 契約形態 | 運営権契約 (運転・維持管理 + 設備投資) | | |
| 期間 | 10年間 (最長30年間) | | |
| 業務範囲 | 認可 | 料金収受 | 計画策定 |
| | 運営 (県で行うものを除く) | | |
| | 運転・維持管理 | 建設投資 管路 | 設備 |
| | モニタリング | | |
| | 資産所有 | | |
| 公共 | | | |
| 民間 | | | |

みやぎ型管理運営方式事業スキーム(案)

